慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成15年11月28日 提出

海部西部 4 町村合併協議会会 長 井 桁 諭

## 海部西部4町村合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

t	協議項目	18慣行の取扱い	協議細	IE			
調整の方針							
内 容		佐屋町	立田村	八開村	佐織町	備考	
	制定時期	昭和 57年 11月3日 明るく住みよいまちづくりを進め	昭和61年11月3日 わたくしたち立田村民は、先人		昭和60年1月12日 快適で住みよい郷土をつくるため、		
	趣旨	るため、この憲章を定めます。	の努力に感謝し、みんなのしあわせと未来につながる明るく住みよい村づくりを願い、この憲章を定めます。	無し	この憲章を定めます。		
町村 民憲 章	内容	<ol> <li>きまりや約束を守り、明るい住みよい社会をつくりましょう。</li> <li>思いやりと感謝の気持ちをもって、広い心を育てましょう。</li> <li>規則正しい生活で、健やかな体をつくりましょう。</li> <li>愛情と思いやりの心で、明るい家庭を築きましょう。</li> <li>縁あふれる清潔な環境をととのえ、きれいなまちをつくりましょう。</li> <li>長年(10年以上)にわたり地域や団体で地道に活動されている方に感謝状を授与。</li> <li>表彰件数:個人169人団体69団体</li> </ol>	1.水、大地、緑 恵まれた自然を活かして、住 みよい環境をつくります。 2.働く、学ぶ、楽健康 生涯を通じてます。 3.あいさつでます。 3.あいあいろがます。 4.生きがい、的ます。 4.生き、人間をいるがある 村を築きます。		<ol> <li>思いやりと感謝の気持ちで心のかよう家庭にしましょう。</li> <li>教養を高めスポーツに親しみ明るいまちにしましょう。</li> <li>働くよろこびと希望のもてる豊かなまちにしましょう。</li> <li>郷土と自然を愛し美しい住みよいまちにしましょう。</li> <li>心を合わせきまりを守り平和なまちにしましょう。</li> <li>広報等により広く啓発を図る。</li> </ol>		
	制定時期	不 詳	昭和 52 年 2 月 1 日	昭和 52 年 9 月 27 日	昭和 54 年 9 月 1 日		
町村章	内容	《町 章》  毛利元就の教訓にある「三矢」を「佐屋」にたとえ、また旧3村が三位一体となって佐屋町発展に一致協力するとともに、堅実安定、均等整備を意味しています。なお、人間性教育の指標として「知育」「徳育」「体育」の3大目標も表しています。	②田村の「立」を鳥の羽ばたく 姿に図案化したもので、円は内に 平和と団結、外に雄飛発展するこ とを表したものである。	「八、カ、イ」を左右一対の飛 鳥にデザイン化したもので雄飛を 表す。また、全体で農作物の若い 芽をも表現し、豊かな農村づくり を意味する。 円形は融和、協調、団結、平和 などを、左右への伸びと上への伸 びは、限りなき躍進を象徴する。	地にちなみ、織機の「杼」を図案化したもの。 四学区の団結と融和並びに協調を外円で、また中のダイヤ形と佐の字		

町村	制定時期	昭和 57 年 11 月 3 日	昭和 56 年 11 月 18 日	平成3年1月1日	昭和 54 年 9 月 10 日	
の花	花名	「ききょう」	「赤蓮」	「蓮の花」	「菊」	
町村の木	制定時期	昭和 43 年 11 月 3 日	昭和 56 年 11 月 18 日	平成3年1月1日	昭和 54 年 9 月 10 日	
	木名	「あすなろ」	「クロマツ」	「まき」	「松」	
	制定時期	昭和 57 年 3 月 23 日	平成7年12月22日		昭和 61 年 9 月 12 日	
	名 称	非核都市宣言	非核平和宣言		非核平和宣言	
宣言	内容	日本は、世界最初の唯一の被爆国である。核兵器による恐ろしい惨禍が二度と繰り返されないよう、核兵器廃絶、軍縮を強くのない恒久平のない恒久平のない世界であるとともに、武力のない世界のない世界では戦争のないとを、議決をもってここに宣言する。	で験ス人や とのて地り ば我 返がる い言 論民が 平も真 かいっぱい できる いっぱい できない できない できない できない できない できない できない できな	無し	いまや、核軍備拡大競争は宇宙にまで広がり、核兵器を廃絶することは、生きとし生けるものの死活にかかわる最も緊急の課題となっている。 我国では、世界最初の被爆国民として核兵器の恐ろしさ、被爆者の今なお続く苦しみを声を大にして全世界の人々に訴え、再びこの地球上に広島・長崎のあの惨禍を繰り返さない。 我々人類が再び同じ過ちを繰り返さないよう、こととあらい。 我や人類が再び同じ過ちを繰り返さないれるう。こととある。地球上に本畿町は「非核平する。」をし、第廃絶を強く訴れる。は、在畿町は「非核平の理念を旧常の住民生活の中に生かし、また他の宣言都市して世界の不可とを関するものである。 我が佐織町は、人類の永远に非核平和を議会の議決をもって宣言する。	
町村		町民歌・町音頭あり	村音頭あり	村歌・村音頭あり	町歌・町音頭あり	
の						
歌・						
踊り						

## 海部西部4町村合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	18 慣行の取扱い	協議細目		
調整の方針				
項目				
先進事例				
市町村名	合併年月日	調整方針	備考	
あきる野市	平成7年9月1日	1 市章は、新市において新たに定めるものとする。		
(N G Ø ₹), Ih		2 市の花、木、鳥は新市において新たに定める。		
四唇士	₩ <b>.</b>	1 市章、市民憲章、市の花・木等 当面、田原町の町章、町民憲章、町の花・木を用いるものとし、合併後、新たな市章、市民憲章、市の花・木の制定を検討するものとする。		
田原市	平成15年8月20日	(15年8月20日 - 2 各所宣言 田原町の各種宣言を新市の各種宣言として用いるものとする。		
		3 表彰制度 両町の現行制度を廃止し、新市において新たな制度の創設を検討するものとする。		
本巣市	平成16年2月1日 市民憲章、市章、市の木、市の花、市の魚、市の歌、市の鳥は、新市において調整する。			
飛騨市	平成16年2月1日 市章は、新市発足前に公募し決定する。市民憲章他は、新市で調整する。		本巣市、飛騨市及び郡上市に  ついては、合併予定	
郡上市	平成16年3月1日 市民憲章、市章、市の花、市の木、市の鳥、市旗及び市の歌については、新市において調整する。			